

第3章

計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり

このプランでは、男女がともに生き生きと自分らしく暮らしていけることのできる社会の実現をめざしています。

性別や、性別を基にした固定的な役割意識、地域における慣習やしきたり等に関わりなく、男女が社会の対等な構成員として、互いに認め合いながら責任を分かち合えること、そして、一人ひとりが個性や能力等を尊重・発揮できる社会をめざします。

MEMO

男女共同参画シンボルマーク



男女共同参画

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定し、積極的に施策を推進します。

1 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画について知り、実践されなければなりません。同時に、あらゆる人の人権が尊重されなければなりません。「男は仕事、女は家庭」といった性別を基にした固定的な役割分担意識の解消、人権を著しく侵害する暴力の防止等、あらゆる人に向けた意識の啓発や支援体制の整備をすすめます。

2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

どのような分野でも、男女が共同して社会参画のできる社会づくりをすすめていく必要があります。行政機関、地域、国際分野等において、特に女性の社会参画の推進を図り、男女のバランスと調和をすすめます。

3 健康で生き生きと働くことのできる社会づくり

健康で生き生きと暮らしていくためにも、健康づくりへの支援が欠かせません。そして、男女が互いの性について知ることで尊重し合うことが重要です。男女が生き生きと働くことができるための、労働分野への男女共同参画を推進していきます。

4 安心して暮らせる環境づくり

安心して子育てのできる環境を整備し、育児等に男性も参加することで、性別にとらわれない子育て環境をめざします。また、高齢者や障がい者が生き生きと過ごすことができるように取り組み、介護者への支援も行います。

5 男女共同参画の推進体制づくり

男女共同参画社会の実現を確実に行うためにも、庁内の推進体制の充実・強化を行うことが必要です。各部・課、関係機関、町民、事業所等との連携を強化し、男女共同参画に関する施策をすすめていきます。

3 計画の体系図

